

水第 3 号議案 横浜市水道条例の一部改正

1 趣旨

市内で給水装置の新設工事、改造工事又は増設工事（以下「給水装置工事」という。）を行う場合、工事の申込者から水道利用加入金（以下「加入金」という。）を徴収しています。

この加入金には、水道メーターの呼び径（※1）が 25 以下で、家事用の給水装置工事の申込者が市内在住 3 年以上の市民（法人を除く）である場合に、金額を 162,000 円から 81,000 円にする制度（以下「現市民適用制度」という。）があります。

現行の現市民適用制度では、給水装置工事の申込者が適用条件を満たしているかを判定していますが、注文住宅とは異なり建売住宅においては給水装置工事の申込みを不動産事業者が行うため、これら住宅の購入者は、たとえ市内在住 3 年以上であっても原則として現市民適用制度が適用されません。また、共同住宅については制度の対象外となっています。

そこで、当分の間（※2）、注文住宅か建売住宅にかかわらず、戸建住宅については、水道メーターの呼び径が 25 以下であり、かつ、家事用の給水装置の新設工事を行う場合の加入金を一律 81,000 円とします。また、共同住宅（店舗、事務所等を除く）の加入金を、一戸あたり 81,000 円とします。これらのため、横浜市水道条例（昭和 33 年 4 月横浜市条例第 12 号）の付則の一部改正を行います。

※1 呼び径とは、水道メーターと給水管との接続口のおおよその内径を表すもので、単位は mm です。

※2 次期の水道料金改定と併せて加入金制度の抜本的な見直しを行うまでの間。

2 改正の内容

（1）戸建住宅の給水装置（家事用・メーター呼び径 25 以下）の新設工事に係る加入金

162,000 円を現市民適用制度の適用を受けた注文住宅と同額の 81,000 円に減額します。

（付則第 6 項で、第 34 条の 2 第 1 項第 1 号の特例を定めます。）

（2）（1）の適用を受けた給水装置の改造工事（呼び径の増径）に係る加入金については、

81,000 円を差し引いた額とします。

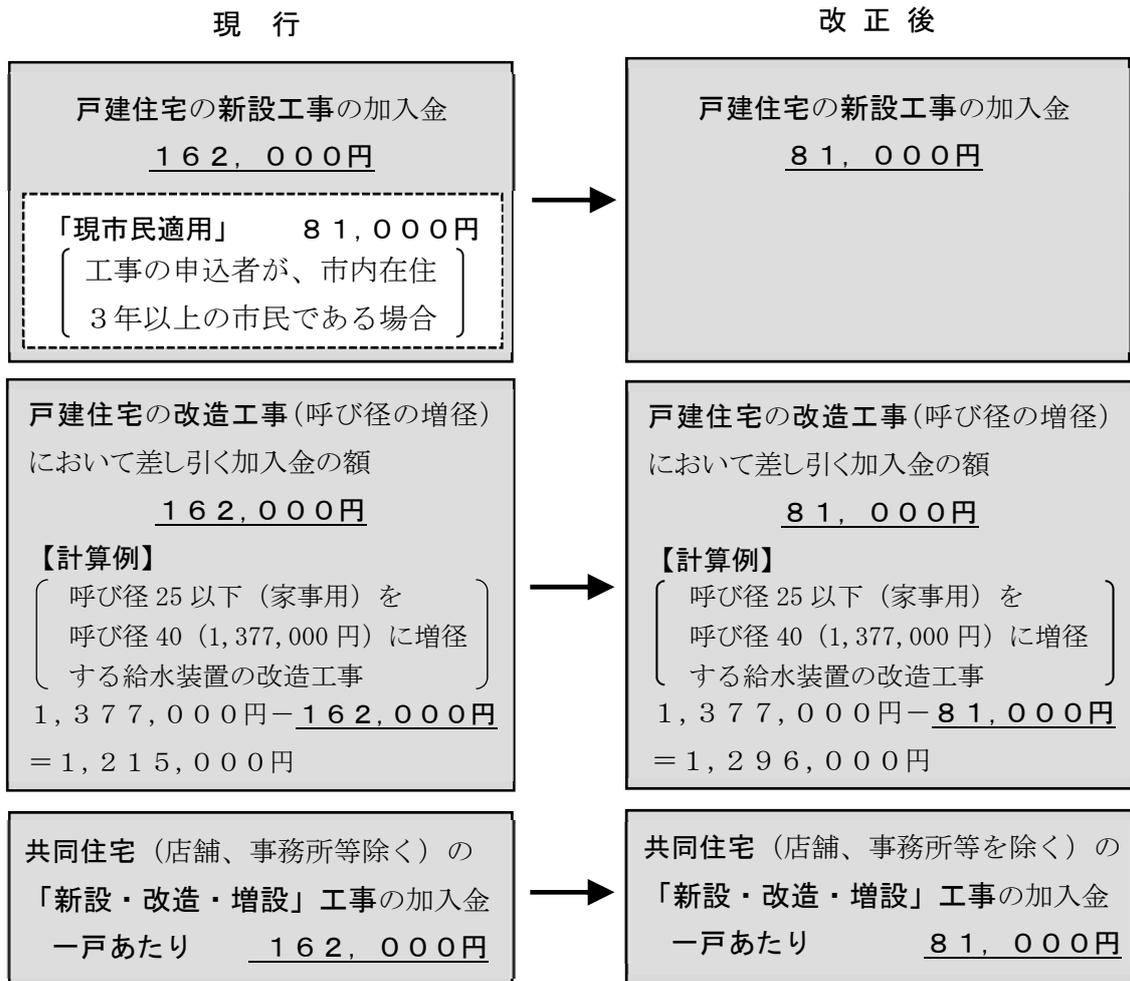
（付則第 7 項で、第 34 条の 2 第 1 項第 2 号の特例を定めます。）

（3）共同住宅の給水装置の新設工事、改造工事及び増設工事に係る一戸あたりの加入金

162,000 円を 81,000 円に減額します。

（付則第 8 項及び第 9 項で、第 34 条の 2 第 2 項及び第 3 項の特例を定めます。）

メーター呼び径 25 以下、家事用等の加入金の改正の概要図



3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

4 経過措置

条例施行期日前の申込みに係る加入金については、従前の取扱いとします。

5 市民・関係事業者への周知

平成 30 年 1 月から、水道局ホームページへの掲示、水道事務所窓口での案内、チラシの配布などにより市民や関係事業者の皆さまへの周知を行います。

【参考 1】 水道利用加入金に関する法令の規定

加入金制度は、水道法第 14 条第 1 項に規定されている「その他の供給条件」を法的根拠としています。

水道法（抜粋）

（供給規程）

第 14 条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

横浜市水道条例（抜粋）

（注）メーターの呼び径の単位：mm

（水道利用加入金）

第 34 条の 2 給水装置（私設消火せんを除く。）の新設工事及び改造工事（メーターの呼び径を増すものに限る。以下同じ。）の申込者は、次に定める額を水道利用加入金（以下「加入金」という。）として納入しなければならない。

- (1) 新設工事 メーターの呼び径に応じ次に掲げる額。ただし、メーターの呼び径が 25 以下の家事用の専用給水装置については、申込者が引き続き 3 年以上市内に住所を有する者である場合は、81,000 円とする。

メーターの呼び径	加入金の額
<u>25 以下</u>	<u>162,000 円</u>
40	1,377,000 円
50	2,106,000 円
75	5,022,000 円
100	8,586,600 円
150	19,440,000 円
200 以上	管理者が別に定める額

- (2) 改造工事 改造後のメーターの呼び径に対応する前号に規定する額から改造前のメーターの呼び径に対応する同号に規定する額を控除した額

2 共同住宅に設置する給水装置の新設工事、改造工事及び増設工事（共同住宅の戸数が増加したため必要になったものに限る。）の申込者は、前項の規定にかかわらず、次の各号に定める額を加入金として納入しなければならない。

- (1) 新設工事 162,000 円に当該共同住宅の戸数を乗じて得た額

- (2) 改造工事及び増設工事 162,000 円に当該共同住宅の増加戸数を乗じて得た額

3 前 2 項に定めるもののほか、受水槽及びこれに直結する給水用具から新たに給水を受けようとする者は、前 2 項の規定を準用して得た額を加入金として納入しなければならない。

4 加入金は、給水装置工事の申込の際または前項の規定により新たに給水を受ける際、納入しなければならない。

5 既納の加入金は、還付しない。ただし、給水期間が短期である場合その他管理者が特に認める場合は、この限りでない。

【参考 2】 水道利用加入金制度の抱える課題と解決の方向性について (平成 29 年 9 月 15 日水道・交通委員会資料の要約版)

1 水道利用加入金（以下「加入金」という。）の状況

(1) 制度導入時（昭和 48 年）の目的

- ア 新・現水道利用者間の負担の公平を図ること
- イ 料金水準の適正化を図ること（急激な料金値上げの抑制）
- ウ 流入人口の抑制を図ること

(2) 加入金の徴収

市内で給水装置の新設工事、改造工事又は増設工事（以下「給水装置工事」という。）を行う場合、工事の申込者から加入金を徴収することとしており、その額については給水装置工事申込みの給水審査時に決定しています。

(3) 現市民適用制度

給水装置工事申込時点で、市内に引き続き 3 年以上住所があった方が家事用でメーター呼び径 25 以下(※1)の水道を新たに利用する場合、162,000 円が 81,000 円になります。

※1: 呼び径とは、水道メーターと給水管との接続口のおおよその内径を表すもので、単位は mm です。

(4) 水道料金と加入金の収入状況

(税込：億円)

	昭和49年度 (制度導入直後)	平成5年度 (加入金最高額時)	平成13年度 (直近料金改定時)	平成28年度 (決算)
水道料金	158 (84.5%)	637 (88.7%)	789 (94.2%)	697 (95.7%)
加入金	29 (15.5%)	81 (11.3%)	49 (5.8%)	31 (4.3%)

(5) 加入金制度の他都市の状況

	18 政令指定都市（千葉市、相模原市を除く） と東京都の状況	神奈川県内事業体の状況
加入金制度	東京都と静岡市を除く 17 政令指定都市で導入	県内 18 事業体全てで導入
現市民適用制度	本市と川崎市（全額免除）のみ採用	県内 16 事業体（県と開成町を除く）で採用

※2: 東京都と静岡市は過去に一度も加入金制度の導入がなく、川崎市は昭和 49 年に加入金を、53 年の改定時に現市民適用制度を導入しています。

2 加入金制度の課題

(1) 加入金創設当時との社会状況の変化

ア 人口増加の鈍化と本市政策との整合性

現行の人口推計では、平成 31 年をピークに本市人口が減少に転じる見込みである中、【横浜市中期 4 年計画 2014～2017】における未来のまちづくり戦略では、「生産年齢人口の減少や高齢化の進展による影響を緩和するため、子育て世帯など若い世代をはじめ、人や企業を呼び込み、未来を変えていくことに果敢に挑戦していきます。」と掲げており、流入人口の抑制を図るといふ加入金導入の目的は本市の状況に合わなくなっています。

イ 水道施設等の状況

平成13年には、宮ヶ瀬ダムの本格稼働で、将来にわたり安定給水ができる水源と施設が整い、水源開発や施設拡張は終了しました。これにより、宮ヶ瀬ダム関連施設建設に要した企業債の元利償還は49年度まで継続(※3)しているものの、新・現水道利用者間の負担の公平を図るといふ加入金の役割は薄れてきています。

その一方で、現在は老朽化した施設の更新や大規模地震に備えた耐震化などの財源が必要となっています。

※3:企業債発行額 3,855 億円の 28 年度末残高(今後の利息を含む)1,149 億円のうち本市負担分は 441 億円

(2) 控除制度の運用

公共工事等に伴い移転せざるを得ない市民等への支援措置という目的で、水道メーターを撤去した者が3年以内に市内で再度給水装置工事を申し込んだ場合、撤去メーター相当分の加入金を免除していますが、現在では住宅開発の事業者等への適用が大半を占めており、制度のあり方の整理が必要です。

(3) 現市民適用制度の運用

注文住宅は、建主(購入者)が水道局に工事申込を行うため、建主(購入者)が3年以上市内在住であった場合には現市民適用制度の対象になります。

一方、建売住宅は、購入者が市内に3年以上住んでいた方でも、原則として水道工事の申込者が不動産事業者となるため、現市民適用制度は受けられず、共同住宅は制度の対象外となっています。

このため、注文住宅と建売住宅や共同住宅との間で、自ら所有し、居住するという状況に違いがないにもかかわらず、**建売住宅や共同住宅を購入した市民が現市民適用制度を受けられないことは不公平であるとの指摘(※4)**があります。

※4:建売住宅や共同住宅の購入者から、問い合わせを含め年間200件程度の声が水道事務所等に寄せられています。

3 課題解決の方向性

(1) 制度の抜本的見直し

このように加入金制度には様々な課題がありますが、水道料金とともに水道事業を支える貴重な財源であるため、廃止などの抜本的な見直しについては、水道料金改定と合わせて行います。

なお、料金改定については、30年度に外部有識者等による審議会を設置しご検討いただきますので、加入金制度の抜本的な見直しについても、それに併せてご検討いただきます。

(2) 現市民適用制度の見直し

ア 見直しの方向性

料金改定の具体的な実施年度が不確定な中、販売形態や住宅の種類により金額に違いが生じている現市民適用制度をそのまま継続することは好ましくないと判断し、**加入金制度の抜本的見直しまでの一定の期間、注文住宅、建売住宅、共同住宅の区別なく、加入金を一律で現市民適用制度を受けた注文住宅と同額の81,000円とする方向で検討を進めます。**

イ 見直しによる影響

12億円の減収となるものの、節水機器の普及鈍化や景況感の持続などにより、**料金収入全体の減額幅が現行の中期経営計画策定時点の見込みに比べて小さく、今回の見直しに伴う影響を緩和できる見込みです。**

【平成28年度の水道料金収入：計画688億円 → 実績697億円(+9億円)】